

(1) 納付場所

ふじみ野市役所内 銀行 派出所 武蔵野 銀行 本・支店
大井 総合 支所 公金 収納 窓口 東和 銀行 本・支店
ふじみ野市役所 出張 所 埼玉縣信用 金庫 本・支店
埼玉りそな銀行 本・支店 川口 信用 金庫 本・支店
みずほ 銀行 本・支店 飯能 信用 金庫 本・支店
三菱 UFJ 銀行 本・支店 中央 労働 金庫 本・支店
三井住友 銀行 本・支店 いるま野農業協同組合 本・支店
りそな 銀行 本・支店
ゆうちょ 銀行・郵便 局(関東各都県及び山梨県内に限る)

◎納期限を過ぎたものは、ゆうちょ銀行・郵便局での取扱いができません。

◎不明な点がありましたら、ふじみ野市役所収税課
049 (262) 9015 (収税課納税係) に問い合わせてください。

(2) 納期限後の納付

納期限までに税金が完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年14.6% (納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%)の割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合(以下「特別基準割合」という。))が年7.3%の割合に満たない場合には、その年(以下「特別基準割合適用年」という。)中においては、年14.6%の割合にあつては当該特別基準割合適用年における特別基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該特別基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合とします。)を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。

(3) 滞納処分

納期限までに税金を完納しないため督促を受け、かつ、その督促状を發した日から起算して10日を経過した日までにこの税金に係る徴収金を完納しない場合は、滞納処分を受けることがあります。

(4) 納付書の記載について

1. 法人名、所在地、金額は明確にお書きください。
2. 事業年度、納期限を忘れずにお書きください。
3. 申告区分は該当事項を○で囲んでください。